

令和8年6月～7月

第13回まきのはら塾 遺言セミナー（5回シリーズ）

# 私も出来る遺言書



## <内容>

相続の基礎を学び、遺言書（自筆証書）を作ってみます！  
各木曜日の午前10：00～12：00まで行います。  
6月5日（初回のみ金曜日）、+からスタートします。  
1時間半位の研修と質疑応答ですすめていきます。

講師 司法書士 佐藤 寛

<於 さざんか2F>

## <自筆証書遺言記載例>

### 遺言書

遺言者 山田一郎は、次のとおり遺言する。

私の財産は、すべて 妻 山田一子に相続させる。

#### 付言事項

私が今まで財産を築き、平穏な家庭生活を送れたのも、すべて妻の協力があったのもであると感謝しています。

子供達には、それなりの援助をしてきたつもりです。相続分はありませんが、お母さんを助け、家族争うことなく、仲良く暮らしてもらうことが、私の一番の願いです。

令和8年1月11日

牧之原市細江1番地

遺言者 山田一郎 ㊞

### 自筆証書遺言

全文、日付、名前自筆で押印。ワープロ不可!

(メリット)

- ・費用がかからない。・いつでも書ける。

(デメリット)

- ・家庭裁判所で遺言書の検認手続きが必要。
- ・記載に不備があることも…
- ・紛失や見つからないことも…

! 法務局保管の制度もあります (令和2年~) !

(検認不要 財産目録はパソコンで記載OK)

### 公正証書遺言

公証役場で、証人2人立会いの上、公証人が作成

(メリット)

- ・間違いがない・紛失しても大丈夫 (公証役場に保管あり)

(デメリット)

- ・費用がかかる。
- ・証人2名の立会いが必要。

それぞれ、メリット、デメリットがありますが、お薦めは、公正証書遺言です。

### 今年の遺言セミナー

☆令和8年度は、6月5日、18日、7月2日、16日、30日、  
場所：さざんか2Fで開催 各木曜日 (但し初回は6月5日金曜日)  
10時~12時まで行います。  
1時間半くらいの研修と質疑応答 ですすめていきます。

### 一昨年の遺言セミナー

一昨年は全6回を開催

外部講師

(生命保険の方と税理士の方  
不動産取引の方などそれぞれの分野の方に来ていただき  
講義を聞きました。)

今年は改正法の紹介と遺言を  
深掘していきます。



遺言を作ってみたいと思う方は、御相談ください。